

不動産登記に関する事務の一部の停止について

土地改良事業に係る換地処分公告が令和元年9月13日にされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的にした各種登記申請は、公告日から事業の登記が完了するまでの間は、原則として、受理することができませんので、御注意願います。

また、事業の対象地域内の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は、

登記事項証明書、要約書、地図の写し等の発行事務を停止しますので、御注意願います。

御不明な点は、管轄登記所にお尋ねください。

仙台北法務局

処理期間	対象地域名	事務停止の理由
令和元年9月17日から 令和2年2月28日まで (予定)	栗原市一迫 北沢油ヶ沢、北沢北又、北沢南又、北沢大又、北沢上大又、北沢半金沢、北沢松木田、北沢二本松、北沢佐野、北沢明神下、北沢高田、北沢田中、北沢玉沢、北沢鼓田、北沢一本松北、北沢西田、北沢青符、北沢一本松、北沢高穴沢、北沢野山、北沢垣の内、北沢平林南、北沢平林北、北沢辰の口、北沢入の沢、北沢漆垣、北沢運南、北沢類子、北沢山居、北沢楢の沢、北沢裏の沢、北沢山館、北沢室の沢、	土地改良事業

北沢東沢田，北沢山崎，北沢山崎裏，北沢畑，北沢下長田，北沢的場，北沢不動，北沢西沢田，北沢秋山，北沢洲崎，北沢西原，北沢金沢，北沢新日向，北沢新田沢，北沢十文字，北沢新白山，北沢新町田，北沢大辻，北沢新大辻，北沢新沢田，北沢大沢，北沢新大沢，狐崎伝助沢，狐崎滝の沢，狐崎切付，狐崎平，狐崎川崎浦，狐崎新高屋敷前，狐崎鈴木前，狐崎八甫，狐崎妙円，狐崎天神下，狐崎堂の沢，狐崎新山崎前，狐崎小松原，狐崎内の目，狐崎鉢森前，狐崎中荒田，狐崎館前，狐崎与六浦，狐崎大坂浦，狐崎六郎沢，狐崎忠兵衛浦前，狐崎新田，狐崎膳店，狐崎稻荷前，狐崎浦の沢前，狐崎橋本前，狐崎中荒田前，狐崎山崎前，狐崎堤下，狐崎高屋敷，狐崎次郎，狐崎寺前，狐崎大坂前，狐崎浦の沢，狐崎鈴木の各一部

栗原市一迫真坂

字真坂館浦の一部

栗原市一迫

狐崎久保田，狐崎狭土手，
狐崎大堰原の全部

(仙台法務局古川支局管轄)